

高齢者福祉

我が国は、世界に例のないスピードで少子・高齢化が進行しており、本市においても、急速な高齢社会の進展が見られます。このような高齢社会を迎えるにあたって、高齢者が尊厳をもって、心身とも健康で生き生きと、あるいは介護が必要になっても生き生きと、地域で暮らしていくことができるよう、老人福祉施策及び介護保険サービスの充実を図っています。

(1) 高齢化の現状

本市の高齢化率は 23.3%で、今後も高い水準で推移していくことが予測されます。特に、島しょ地域では 30%を超えていて、中には 50%を超える地域もあり、また、高齢者単身世帯・高齢者世帯の増加も見られることから、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会等と連携を取り、訪問活動や配食サービスなどで安否確認を行うなど見守り体制の強化を進めています。

(各年度3月31日現在)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総 人 口 (人)	125,394	125,570	126,023
高 齢 者 人 口 (人)	28,248	28,895	29,305
高 齢 化 率 (%)	22.5	23.0	23.3
高 齢 者 単 身 世 帯 (戸)	8,926	9,363	9,361
高 齢 者 世 帯 (戸)	4,606	4,807	4,675

※高齢者人口=65歳以上の人口。

※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯。

(2) 令和4年度 うるま市高齢者人口

(令和5年3月31日現在)

行政区名	行政区別人口	65歳以上人口	高齢化率(%)	独居高齢者数			独居率(%)
				男性	女性	合計	
具志川	4658	1241	26.6%	152	207	359	28.9%
田場	5571	989	17.8%	130	161	291	29.5%
赤野	2148	404	18.8%	42	64	106	26.2%
宇堅	1308	348	26.6%	35	45	80	23.0%
天願	1344	365	27.2%	63	90	153	41.9%
昆布	1848	534	28.9%	87	135	222	41.6%
栄野	2045	471	23.0%	79	93	172	36.5%
川崎	2259	484	21.4%	60	70	130	26.9%
西原	3183	631	19.8%	69	109	178	28.2%
安慶名	3095	763	24.7%	95	171	266	34.9%
平良川	2423	544	22.5%	77	103	180	33.1%
上平良川	2803	652	23.3%	79	121	200	30.7%
兼箇	1685	376	22.3%	44	50	94	25.0%
米原	2741	499	18.2%	58	96	154	30.9%
赤道	5231	1160	22.2%	169	218	387	33.4%
江洲	4354	760	17.5%	78	127	205	27.0%
宮里	3651	722	19.8%	98	150	248	34.4%
喜仲	3177	759	23.9%	80	126	206	27.1%
上江洲	2811	670	23.8%	107	101	208	31.0%
大田	1845	376	20.4%	53	53	106	28.2%
川田	1134	284	25.0%	33	39	72	25.4%
塩屋	2227	295	13.2%	30	34	64	21.7%
豊原	1615	262	16.2%	20	30	50	19.1%
高江洲	1425	223	15.6%	28	27	55	24.7%
前原	1846	247	13.4%	36	50	86	34.8%
志林川	2443	481	19.7%	65	104	169	35.3%
新赤道	1847	495	26.8%	41	72	113	22.8%
みどり町1・2	2374	399	16.8%	41	62	103	25.8%
みどり町3・4	2359	418	17.7%	35	83	118	28.2%
みどり町5・6	2104	433	20.6%	76	83	159	36.7%
具志川地域計	77,554	16,285	21.0%	2,060	2,874	4,934	30.3%
曙	3166	771	24.4%	102	170	272	35.3%
南栄	935	227	24.3%	42	45	87	38.3%
城北	1970	374	19.0%	53	84	137	36.6%
中央	1026	261	25.4%	45	51	96	36.8%
松島	1017	306	30.1%	51	91	142	46.4%
宮前	999	233	23.3%	38	66	104	44.6%
東山	1596	417	26.1%	66	105	171	41.0%
旭	2434	544	22.4%	57	113	170	31.3%
港	1133	322	28.4%	55	71	126	39.1%
伊波	2203	517	23.5%	75	91	166	32.1%
嘉手苳	783	232	29.6%	36	69	105	45.3%
山城	1042	324	31.1%	45	45	90	27.8%
石川前原	3417	601	17.6%	68	106	174	29.0%
東恩納	1676	433	25.8%	70	72	142	32.8%
美原	858	244	28.4%	48	42	90	36.9%
石川地域計	24,255	5,806	23.9%	851	1,221	2,072	35.7%
南風原	3646	995	27.3%	161	235	396	39.8%
平安名	4112	1101	26.8%	119	159	278	25.2%
内間	1058	335	31.7%	43	56	99	29.6%
平敷屋	3179	950	29.9%	99	123	222	23.4%
津堅	365	193	52.9%	51	30	81	42.0%
浜	227	99	43.6%	20	12	32	32.3%
比嘉	163	83	50.9%	25	9	34	41.0%
勝連地域計	12,750	3,756	29.5%	518	624	1,142	30.4%
照間	1256	341	27.1%	53	45	98	28.7%
与那城西原	1558	361	23.2%	50	83	133	36.8%
与那城	1454	371	25.5%	39	47	86	23.2%
饒辺	1499	402	26.8%	58	70	128	31.8%
屋慶名	3689	1145	31.0%	179	245	424	37.0%
平安座	1181	441	37.3%	93	66	159	36.1%
桃源	199	90	45.2%	28	14	42	46.7%
上原	173	75	43.4%	21	19	40	53.3%
宮城	147	86	58.5%	25	17	42	48.8%
池味	78	24	30.8%	7	1	8	33.3%
伊計	230	122	53.0%	38	15	53	43.4%
与那城地域計	11,464	3,458	30.2%	591	622	1,213	35.1%
合計	126,023	29,305	23.3%	4,020	5,341	9,361	31.9%

※老人ホーム等施設入所者及び外国人登録者を含みます。

※独居率は、65歳以上高齢者における比率です。

※住民異動記録(出生、死亡、転入、転出等)が随時更新されるため、抽出日によって数値に差が生じることがあります。

(3)老人福祉施設施策

平成12年4月1日の介護保険制度導入により、特別養護老人ホーム入所の措置が、施設と個人との契約に移行され、老人福祉法による措置は養護老人ホームのみとなりました。

①養護老人ホーム

65歳以上の方で、在宅において日常生活を営むのに支障がある方に対して、心身の状況や置かれている環境等を総合的に勘案して入所決定をします。

◇老人ホーム入所者数 (単位:人)

施設区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
具志川厚生園	7	7	8
名護厚生園	0	0	0
計	7	7	8

◇老人ホーム措置費 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
措置費	17,675	14,631	15,546
自己負担	599	599	807

②やむを得ない事由による措置入所

介護保険サービスを受けられない高齢者で、やむを得ない事由(虐待や認知症等)により入所が必要な方を、老人福祉法第10条の4及び第11条の規定に基づき、市が職権で措置を行う制度です。

なお、介護サービスが必要な場合は、入所中に介護サービスの利用に結びつけていきます。

◇入所要件(やむを得ない事由)

- ・本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合など

◇措置件数・措置費 (単位:人、千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入所数	3	2	3
措置費	2,054	116	546

③高齢者等緊急一時保護事業

65歳以上の、災害又は虐待等により緊急に保護をする必要がある高齢者に対し、一時的に高齢者施設へ入所させ、高齢者等の安全な生活を確保することを目的とします。

◇保護件数・措置費 (単位:人、千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護件数	7	7	16
措置費	1,099	480	1,794

(4) 敬老関係事業

老人福祉法では、広く国民に高齢者の福祉についての関心を深めてもらい、社会に長年尽くしてこられた高齢者の方々に敬愛し、長寿を祝うため9月第3月曜日を「敬老の日」、9月15日～21日までを「老人週間」としており、当市でも期間中、対象者の方々に記念品や祝い金を贈る敬老事業を実施しています。

①記念品支給事業 … 長寿を祝うため、当該年度の祝事の対象者に記念品を贈呈

◇対象者：トーカチ・カジマヤー・新百歳

◇対象者数 (単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
トーカチ	543	592	552
カジマヤー	113	119	155
新百歳	51	50	57
計	707	761	764

②祝金支給事業 … 長寿を祝い、当該年度中に祝事の年齢に到達した方に支給

◇対象者：トーカチ・カジマヤー・新百歳・百歳以上

◇支給額：トーカチ:10,000円 カジマヤー:15,000円

新百歳:20,000円 百歳以上:20,000円

◇対象数及び総支給額 (単位:人、千円)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	対象人数	支給額	対象人数	支給額	対象人数	支給額
トーカチ	594	5,940	622	6,220	605	6,050
カジマヤー	122	1,830	124	1,860	158	2,370
新百歳	56	1,120	62	1,240	63	1,260
百歳以上	114	2,280	118	2,360	98	1,960
計	886	11,170	926	11,680	924	11,640

(5) 老人クラブ事業

高齢者がその経験と知識を生かし、希望と能力に応じた創造的活動に参加することによって、老後の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものとするを目的として、老人クラブ連合会事業と各自治会で活動する単位老人クラブへ、会員数に応じて補助金を交付しています。

◇補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内で均等割分と人数割分を加算して得た額を交付しています。

◇補助金額 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
うるま市老人クラブ連合会	1,890	1,944	1,694
うるま市単位老人クラブ	1,646	1,636	3,070

◇各老人クラブ会員数

(単位:人)

No.	自治会名	クラブ名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	具志川	具志川黄金友	258	258	210
2	田場	田場老人クラブ	382	382	364
3	赤野	赤野楽寿会	休会	休会	休会
4	宇堅	宇堅老人クラブ	休会	休会	休会
5	天願	天願老人クラブ清流会	196	196	190
6	昆布	昆布老人クラブつばき会	97	97	210
7	栄野比	栄野比ウクマチの会	266	266	169
8	川崎	川崎老人若水会	173	173	164
9	西原	西原区願寿会	113	113	58
10	安慶名	安慶名若獅子会	317	317	300
11	平良川	平良川命伸会	264	264	188
12	上平良川	上平良川なごみの会	236	236	220
13	兼箇段	兼箇段老人クラブ	87	87	43
14	米原	米原千尋会	174	174	171
15	赤道	赤道老人会	103	103	103
16	江洲	江洲豊和風会	364	364	364
17	宮里	宮里ことぶき会	休会	休会	休会
18	喜仲	喜仲老人会	226	226	217
19	上江洲	上江洲老人クラブ福栄会	131	131	129
20	大田	大田老人クラブ	休会	休会	休会
21	川田	川田老人クラブ	91	91	108
22	塩屋	塩屋老人会	休会	休会	休会
23	豊原	豊原老人クラブ長生会	休会	休会	休会
24	高江洲	高江洲老人クラブ	76	76	84
25	前原	前原老人クラブ長寿会	休会	休会	休会
26	志林川	志林川かりゆし会	121	121	108
27	新赤道	新赤道老人クラブ	107	107	119
28	みどり町1・2	みどり町1・2丁目むつみクラブ	35	35	53
29	みどり町3・4	みどり町3・4丁目若葉会	99	99	99
30	みどり町5・6	みどり町5・6丁目老人クラブ	69	69	69
31	曙	曙区老人クラブ	130	123	123
32	南栄	南栄区老人クラブ	99	81	81
33	城北	城北区老人クラブ	74	75	75
34	中央	中央区老人クラブ	108	98	98
35	松島	松島区老人クラブ	96	98	98
36	宮前	宮前区老人クラブ	65	62	62
37	東山	東山区老人クラブ	65	64	63
38	旭	旭区老人クラブ	74	70	70
39	港	港区老人クラブ	65	59	59
40	伊波	伊波区老人クラブ	105	92	92
41	嘉手苅	嘉手苅区老人クラブ	40	40	40
42	山城	山城区老人クラブ	78	83	83
43	石川前原	前原区老人クラブ	118	113	113
44	東恩納	東恩納区老人クラブ	158	155	155
45	美原	美原区老人クラブ	53	56	56
46	南風原	南風原長寿クラブ	255	255	255
47	平安名	平安名長寿クラブ	休会	休会	休会
48	内間	内間寿クラブ	休会	休会	休会
49	平敷屋	平敷屋長寿クラブ	休会	休会	休会
50	津堅	津堅長寿クラブ	休会	休会	休会
51	浜	浜老人クラブ	62	休会	22
52	比嘉	比嘉若寿会	23	23	23
53	照間	照間老人クラブ	休会	休会	休会
54	与那城西原	与那城西原いきいきクラブ	181	181	181
55	与那城	与那城老人クラブ	休会	休会	休会
56	饒辺	饒辺老人クラブ	休会	休会	休会
57	屋慶名	屋慶名区老人クラブ	30	30	30
58	平安座	平安座老人クラブ	203	203	203
59	桃原	桃原老人クラブ	70	70	70
60	宮城	宮城老人クラブ	休会	45	45
61	上原	上原老人クラブ	休会	休会	休会
62	池味	池味老人クラブ	休会	休会	休会
63	伊計	伊計老人クラブ	休会	休会	休会
	合計		6,137	6,061	5,837

※令和4年度 活動中老人クラブ46クラブ、休会中老人クラブ17クラブ

(6) 在宅福祉事業

①軽度生活援助事業

日常生活を営むのに支障のある高齢者の世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、軽易な日常生活上の支援を行います。

◇主な支援内容:家事援助(調理・洗濯・掃除・買い物等)

◇対象者:65歳以上の一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で介護保険非該当者

※原則として市民税非課税世帯

◇実績

(単位:人、時間)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	一般世帯	被保護世帯	計	一般世帯	被保護世帯	計	一般世帯	被保護世帯	計
利用実人数	6	5	11	8	5	13	8	16	24
延人数	12	11	23	19	13	32	27	36	63
派遣時間	52	66	118	107	69	176	145	176	321

※利用料:1時間当たり180円(生活保護世帯は無料)

※派遣費用額:1時間1,820円

②外出支援サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者に対し、リフト付きストレッチャー装置車両で移送サービスを行います。

◇対象者:65歳以上の在宅の要援護高齢者で、介護者が介助しなければ、一般の交通機関を利用することが困難な方で非課税世帯の方

◇利用料:無料

◇利用者数及び利用回数

(単位:人、回)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数	34	35	46
利用延人数	224	204	253
延利用回数	637	672	713

③日常生活用具給付事業

要援護高齢者及び一人暮らし高齢者に対して、日常生活用具を給付及び貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

◇対象者:65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等

◇給付実績

(単位:台、個、本)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電磁調理器具	21	13	20
火災警報器	36	22	22
消火器	14	14	11

④老人福祉電話設置事業

低所得で電話のない一人暮らし高齢者に対し、安否の確認と孤独感の解消を図るために、福祉電話を貸与します。

◇利用料:設置費用は無料(電話料金及び電気料金は自己負担)

◇利用状況

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	10	9	10

⑤ふれあいコール事業

在宅生活に不安を抱える一人暮らし高齢者に、定期的に電話を掛けることにより、生活状態や健康状態の確認、緊急事態発生時の迅速な通報、連絡等の体制を整えます。

◇利用状況 ※利用料:無料 週3回コール

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	47	40	54

⑥緊急通報システム事業

在宅の一人暮らし高齢者世帯に対し、急病又は事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができる緊急通報システムを整備し、日常生活上の安全の確保と不安の解消を図ります。

◇利用状況

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	117	71	86

◇利用者側からの通報内容

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
救急車出動	32	28	11
協力員処理	35	3	10
総合警備出動処理	1	4	0
誤報	113	154	54
相談	2	2	117
計	183	219	192

⑦寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅において寝たきり状態にある高齢者等に対し、清潔で快適な生活を支援する為、その者の寝具の洗濯等を行うことにより、介護者の負担を軽減し、在宅福祉の推進を図ります。

◇利用状況

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	26	22	33

※寝具(原則的に、掛け布団・敷布団・毛布、各1枚を1組)

⑧救急医療情報キット配布事業

急病・事故・災害の救急時における不安を軽減するため、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に対し、救急医療情報キットの配布を行います。

◇実績

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配布件数	79	167	205

(7) 介護者支援事業

① 高齢者紙おむつ支給事業

紙おむつをしている寝たきり高齢者に対して、紙おむつや尿取りパッド等を支給するサービスです。

◇対象者:①要介護認定で要介護度4~5(相当含む)と認定された65歳以上の高齢者

②高齢者と同居する家族が市民税非課税世帯(生活保護世帯は対象外)

③介護保険施設に入所されていない方

◇支給対象品目:紙おむつ、尿取りパッド

◇支給限度額:月額 8,500 円

◇支給人数及び支給額 (単位:人、千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給人数	309	292	252
支給総額	16,382	14,065	14,446

② 在宅介護者手当

65歳以上の高齢者を在宅で直接介護している同居の主たる介護者に対し、手当を支給し、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

◇支給条件:①65歳以上の要介護3~5(相当含む)の高齢者と介護者が同じ住所にて生活し、自宅で介護していること

②高齢者と介護者世帯全員に介護保険料の未納がないこと

③介護者が生活保護を受けていないこと

◇支給額:月額 5,000 円 (平成28年度より年1回3月に支給)

◇支給人数および支給額 (単位:人、千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給人数	407	439	457
支給総額	17,420	18,275	19,390

(8) 新型コロナウイルスワクチン接種移動支援事業

新型コロナウイルス感染予防のため、重症化リスクの高い65歳以上の要介護認定者に対してタクシーチケットを配布し、ワクチン接種を目的とした接種会場までの移動支援を行います。

◇対象者:市内在住の65歳以上の要介護認定者(要支援1・2または要介護1から5の方)

◇内容:1枚1,000円のタクシーチケットを1人あたり2枚配布

◇利用状況 (単位:人)

区分	令和3年度	令和4年度
利用延人数	297	542

介護保険

【介護保険制度の経緯】

高齢化の進行とともに、医療や介護を必要とする高齢者も増加するなか、国では平成12年度に介護保険制度を導入し、介護が必要な高齢者を社会全体で支える体制整備を行ってきました。

その後、介護保険事業の第3期計画（平成18年度）からは、地域支援事業や地域密着型サービスが導入され、介護保険サービスだけでなく、介護予防の取り組みもなされてきました。さらに、第5期計画（平成24年度）からは、団塊の世代が後期高齢者へ移行することで高齢化が一段と進む2025年に向けた取り組みとして、「地域包括ケアの推進」が掲げられました。

つづいて、第6期計画（平成27年度）からは、「地域包括ケアシステムの構築」として、「介護」「医療」「生活支援・介護予防」「住まい」が一体的に提供される体制づくりが示され、第7期計画（平成30年度）においては、これらの構成要素に、「認知症対策」と「相談支援・つなぎ」も加え、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図ってきました。

今回の第8期計画（令和3年度）においては、介護離職問題、人材の確保対策、地域共生社会の実現、重症化防止なども盛り込むとともに、これまでの取り組みを継承しているところです。

(1) 第1号被保険者数

(単位:人)

年齢区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上 75歳未満		15,277	15,803	15,484
75歳以上		12,899	13,041	13,781
(再掲)	外国人被保険者	131	124	145
	住所地特例被保険者	175	161	180
計		28,176	28,844	29,265

(2) 要介護(要支援)認定者数・受給者数

ア.要介護(要支援)認定者数

(令和5年3月末 単位:人)

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者		470	693	1,040	924	980	983	443	5,533
内訳	65歳以上 75歳未満	102	145	162	144	140	110	71	874
	75歳以上	368	548	878	780	840	873	372	4,659
第2号被保険者		9	22	22	25	24	19	18	139
総数		479	715	1,062	949	1,004	1,002	461	5,672

イ.要介護(要支援)サービス受給者数

(単位:人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要介護(支援)認定者数	5,473	5,577	5,672
居宅介護(予防)サービス受給者数(延人数)	41,205	43,737	45,244
地域密着型(予防)サービス受給者数(延人数)	7,440	7,765	7,231
施設介護サービス受給者数(延人数)	9,744	9,403	9,030

(3) 介護サービス種類別件数・支給額

(単位:件、円)

種 類	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度			
	件数	介護給付費	件数	介護給付費	件数	介護給付費		
訪問介護	7,922	500,038,360	9,359	632,350,136	9,385	633,513,694		
訪問入浴介護	291	17,322,271	267	15,874,068	298	16,561,224		
訪問看護	1,689	69,326,040	2,266	91,020,231	2,451	106,122,284		
訪問リハビリテーション	330	11,564,360	372	12,417,868	394	14,841,021		
通所介護	22,053	2,821,915,147	22,238	2,787,583,816	23,040	2,796,062,412		
通所リハビリテーション	5,632	551,731,630	5,620	550,100,148	6,624	494,531,328		
福祉用具貸与	23,729	230,142,497	25,596	252,608,021	26,740	271,134,648		
短期入所生活介護	1,535	128,497,386	1,493	124,965,719	1,502	118,881,116		
短期入所療養介護(老健)	281	17,543,212	219	15,676,863	202	13,340,592		
短期入所療養介護(療養型)	0	0	0	0	0	0		
短期入所療養介護特定診療費	0	0	0	0	0	0		
居宅療養管理指導	2,281	15,669,810	2,734	19,478,210	3,736	22,979,805		
特定施設入居者生活介護	581	110,390,047	629	119,660,892	1,059	195,299,428		
特定施設入居者生活介護(短期利用型)	0	0	0	0	0	0		
地域密着	認知症対応型共同生活介護	1,011	253,942,161	1,172	294,961,162	1,193	301,068,011	
	地域密着型特定施設入居者生活介護					10	2,121,435	
	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	14	1,197,027	2	158,454	20	1,402,641	
	認知症対応型通所介護	675	119,435,202	625	102,810,826	608	101,058,259	
	地域密着型通所介護	5,318	603,278,216	5,441	598,302,803	4,742	546,380,845	
	小規模多機能型居宅介護	520	100,079,211	599	119,298,465	701	138,111,957	
	小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	5	185,802	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	156	16,831,140	146	18,499,121	137	18,463,314		
介護老人福祉施設サービス	5,725	1,416,890,849	5,603	1,388,346,046	5,585	1,384,924,048		
介護老人保健施設サービス	3,873	1,070,548,334	3,701	1,044,979,748	3,324	946,895,156		
介護療養型医療施設サービス	59	20,916,234	32	11,231,514	0	0		
介護医療院サービス	12	4,218,021	51	101,520	88	32,066,181		
医療施設特定診療費	59	260,793	32	699,579	88	897,498		
特別療養費(老健)	12	133,272	0	0	0	0		
居宅介護支援	34,118	468,015,040	35,447	492,763,541	35,880	495,488,175		
介護予防サービス	介護予防訪問看護	165	4,710,568	259	7,413,378	288	9,205,776	
	介護予防訪問リハビリテーション	69	2,599,632	88	2,665,464	57	1,644,783	
	介護予防通所介護	0	0	0	0	0	0	
	介護予防通所リハビリテーション	2,013	68,326,845	1,557	54,052,833	1,507	51,831,611	
	介護予防福祉用具貸与	4,535	23,413,112	4,704	25,299,408	4,980	29,032,453	
	介護予防短期入所生活介護	24	847,206	25	1,023,516	18	476,361	
	介護予防短期入所療養(老健)	8	174,087	0	0	1	34,056	
	介護予防居宅療養管理指導	66	454,365	75	419,805	81	428,895	
	介護予防特定施設入居者生活介護	169	11,735,438	150	11,093,921	145	10,478,692	
	地域密着	認知症対応型共同生活介護	0	0	4	976,626	8	1,979,973
		認知症対応型通所介護	7	226,271	2	60,786	0	0
小規模多機能型居宅介護		117	7,449,552	109	8,449,272	101	7,535,817	
介護予防支援	5,786	25,345,660	5,635	26,206,190	5,908	27,065,280		
高額介護サービス費	5,442	53,692,750	6,020	59,537,227	6,006	62,235,387		
高額予防サービス費	0	0	4	48,514	8	99,997		
特定入所者介護サービス費	8,697	294,484,812	8,143	269,586,453	7,558	247,965,871		
うち居宅分(短期入所分)	1,901	12,398,302	1,537	9,556,520	1,178	7,195,624		
特定入所者予防サービス費	20	102,560	18	90,615	17	56,554		
介護給付費(現物分)計	144,999	9,043,634,920	153,120	9,178,865,490	154,413	9,102,216,578		

種 類		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		
		件数	介護給付費	件数	介護給付費	件数	介護給付費	
償 還 分	介 護	福祉用具購入費	262	6,065,866	292	7,255,057	299	7,735,409
		住宅改修費	179	18,519,820	174	16,470,678	179	18,720,041
		居宅介護支援	0	0	0	0	0	0
		訪問通所他	4	302,274	2	28,575	2	18,459
		居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0
	予 防	予防福祉用具購入費	91	1,988,758	128	2,635,503	126	2,709,646
		予防住宅改修費	99	9,868,936	115	11,909,145	94	10,244,650
		予防訪問通所他	2	94,734	1	96,516	2	8,100
	高額サービス費支給(償還払)		16,341	185,515,422	15,894	170,366,177	15,271	156,551,545
	高額医療合算介護サービス費		704	21,535,012	734	22,327,743	640	17,743,433
介護サービス費		118,326	8,574,960,022	124,163	8,735,695,792	128,212	8,678,618,981	
介護予防サービス費		13,151	157,235,164	12,852	152,302,363	13,314	152,676,093	
高額介護サービス等費		22,487	260,743,184	22,652	252,279,661	21,925	236,630,362	
特定入所者介護サービス費		8,717	294,587,372	8,161	269,677,068	7,575	248,022,425	
審査支払手数料		127,187	10,556,521	131,968	10,711,209	136,101	10,767,733	
給 付 費 総 計			9,298,082,263		9,420,666,093		9,326,715,594	

(4) 介護サービスの内容

■居宅サービス

サービスの種類	サービスの概要
訪問介護	居宅要介護者をホームヘルパーが訪問し入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活援助を行う。
訪問入浴介護	居宅要介護者を介護職員、看護職員が訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行う。
訪問看護	居宅要介護者を看護師等が訪問して、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために居宅を訪問し理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
通所介護(デイサービス)	居宅要介護者に通所介護施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行う。(定員 19 人以上のデイサービスセンターをいう。)
通所リハビリテーション(デイケア)	居宅要介護者に、介護老人保健施設、病院、診療所その他の施設で、心身の機能回復を目的として、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。
福祉用具貸与	居宅要介護者の日常生活の自立を助けるため、車いす、特殊寝台、歩行器等の福祉用具を貸与する。
短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)	居宅要介護者が、介護老人福祉施設に短期入所し、日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
短期入所療養介護(老健・医療)ショートステイ)	居宅要介護者が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所しうける看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う。
短期入所療養介護特定診療	居宅要介護者が、介護老人保健施設において、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として定められた特定診療項目を行った場合に算定されるもの。
居宅療養管理指導	居宅要介護者に、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理及び指導を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設(地域密着型特定施設でないもの)に入居している要介護者がうけるサービス、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護(短期利用型)	有料老人ホーム等の特定施設に空き部屋がある場合にうけるサービスで入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。
居宅介護支援	居宅で介護を受ける者の心身の状況、希望等を踏まえ、介護サービスの利用に関し、居宅サービス(ケアプラン)を作成し、これらが確実に提供されるよう提供事業者等との連絡調整を行う。
地域密着型認知症対応型共同生活介護	認知症の要介護者が、共同生活を営む住居でうける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
地域密着型認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護のこと。
地域密着型通所介護	居宅要介護者に通所介護施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行う。(定員 18 人以下のデイサービスセンターをいう。)平成 28 年 4 月 1 日市町村移行
地域密着型小規模多機能型居宅介護	要介護者に対して、通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ提供を行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

■施設介護サービス

サービスの種類	サービスの概要
介護老人福祉施設	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の支援や介護を行う。
介護老人保健施設	症状が安定し、自宅へ戻れるよう機能訓練を中心とする医療ケアと介護を行う。
介護療養型医療施設	長期療養が必要な高齢者に医学的管理のもとで介護や医療を行う。
医療施設特定診療	介護療養型医療施設等において、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として定められた特定診療項目を行った場合に算定されるもの。
特別療養費(老人保健施設)	介護老人保健施設において、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として定められた特別療養費項目を行った場合に算定されるもの。
介護医療院	要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に行う。

■介護予防サービス

サービスの種類	サービスの概要
介護予防訪問介護	平成28年3月から1年かけて総合事業へ移行
介護予防訪問看護	居宅要支援者が、居宅で介護予防を目的としてうける療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
介護予防訪問リハビリテーション	居宅要支援者が、居宅で介護予防を目的としてうける理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
介護予防通所介護	平成28年3月から1年かけて総合事業へ移行
介護予防通所リハビリテーション	居宅要支援者が、介護老人保健施設、病院、診療所その他の施設に通い、介護予防を目的としてうける理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に役立つものを貸与する。
介護予防短期入所者生活	居宅要支援者が、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等に短期入所し、介護予防を目的として入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
介護予防短期入所者療養	居宅要支援者が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、介護予防を目的として看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う。
介護予防居宅療養管理指導	居宅要支援者が、介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等からうける療養上の管理及び指導を行う。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を行う。
介護予防支援	居宅で介護予防支援を受ける者の心身の状況、希望等を踏まえ、介護予防サービスの利用に関し、居宅サービス(ケアプラン)を作成し、これらが確実に提供されるよう提供事業者等との連絡調整を行う。
地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症で一定の要支援状態に該当する要支援者が、共同生活を営む住居でうける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
地域密着型介護予防認知症対応型通所介護	認知症の居宅要支援者を対象に専門的なケアを提供する通所介護のこと。
地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者に対して、通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ提供を行う。

■高額介護サービス

サービスの種類	サービスの概要
高額介護サービス	要介護者・要支援者が一か月に支払った利用者負担額が、世帯区分に応じた世帯負担限度額を超えた場合、超えた額分が払い戻される。
高額医療合算介護サービス	介護保険利用者負担と医療保険・高額医療合算サービスの一部を合算した額が、所得区分に応じた世帯負担限度額を超えたとき、超えた額分が払い戻される。

■特定入所介護

サービスの種類	サービスの概要
特定入所者介護サービス	所得の低い要介護者が介護保険施設サービスなどを利用した場合に係る食費・居宅費の負担を軽減するために支給される。
特定入所者予防サービス	所得の低い要介護者が介護予防短期入所生活介護などを利用した場合に係る食費・滞在費の負担を軽減するために支給される。

■介護給付(予防)

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護福祉用具購入(予防)	居宅要介護者に入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入する場合、年間10万円を上限にその購入費を支給する。
居宅介護住宅改修(予防)	居宅要介護者が手すり取り付け等で住宅改修を行う場合、改修費20万円を上限に9割、8割または7割相当額を支給する。

(5) 介護保険料

第1号被保険者の保険料は、介護保険サービスの給付費の増減、介護保険料の収納率などの見込みをもとに3年に1度見直しを行い決定されます。

●平成30年度～令和5年度までの介護保険料一覧

第7期保険料 (平成30～令和2年度)		第8期保険料(令和3年度～令和5年度)			
所得段階	年額保険料 (月額保険料)	所得段階	対 象 者	乗率	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	平成30年度 37,032円 (3,086円) 令和元年度 30,864円 (2,572円) 令和2年度 24,696円 (2,058円)	第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.30	24,900円 (2,075円)
第2段階	平成30年度 61,716円 (5,143円) 令和元年度 51,432円 (4,286円) 令和2年度 41,148円 (3,429円)	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.50	41,484円 (3,457円)
第3段階	平成30年度 61,716円 (5,143円) 令和元年度 59,664円 (4,972円) 令和2年度 57,600円 (4,800円)	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.70	58,080円 (4,840円)
第4段階	74,064円 (6,172円)	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	74,676円 (6,223円)
第5段階 (基準額)	82,284円 (6,857円)	第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	1.00	82,968円 (6,914円)
第6段階	98,748円 (8,229円)	第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	99,564円 (8,297円)
第7段階	115,200円 (9,600円)	第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.50	124,452円 (10,371円)
第8段階	131,664円 (10,972円)	第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.70	141,048円 (11,754円)
第9段階	148,116円 (12,343円)	第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.90	157,644円 (13,137円)
第10段階	164,568円 (13,714円)	第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	2.10	174,240円 (14,520円)
第11段階	172,800円 (14,400円)	第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.20	182,532円 (15,211円)
第12段階	181,032円 (15,086円)	第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	2.30	190,836円 (15,903円)
第13段階	189,264円 (15,772円)	第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	2.40	199,128円 (16,594円)
		第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	2.50	207,420円 (17,285円)

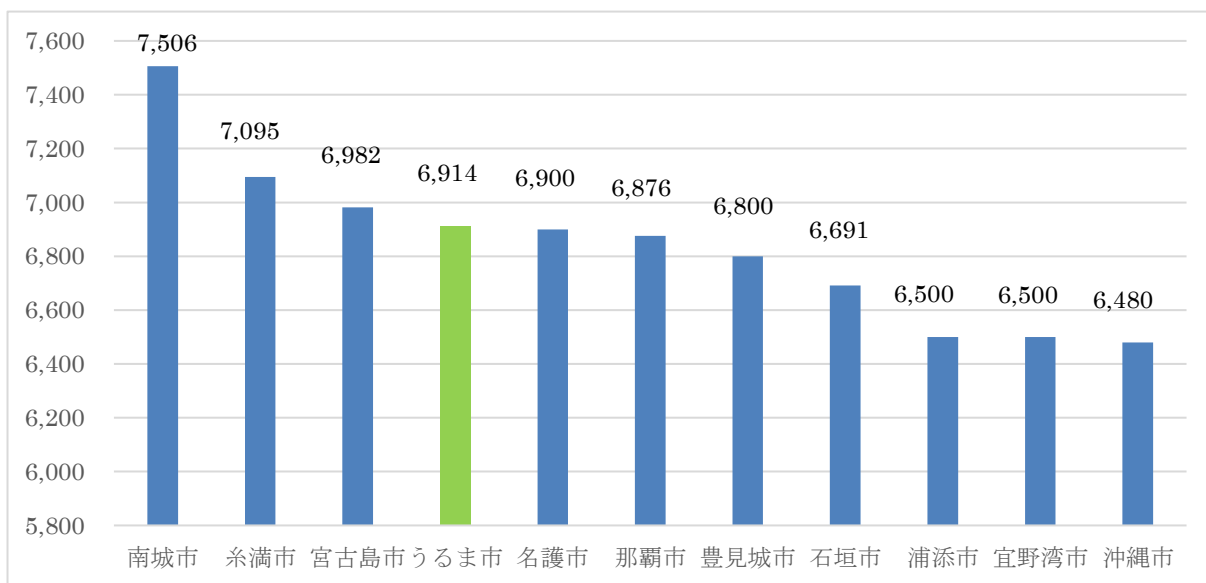
※基準額月額(6,914円)×乗率(1円未満切り上げ)×賦課対象月数=年額保険料

※所得段階ごとの対象者要件は、第7期と第8期とは異なります。

●第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)における各市の介護保険料基準額

各市の介護保険料月額(基準額)

(単位:円)



(6) 介護保険料の収納状況等

(単位:千円)

区分		調定額	収納額	還付未済額	不納欠損額	未収額	減免額	収納率	
特別徴収	現年度(A)	令和2年度	1,667,344	1,667,344	5,272	0	0	100%	
		令和3年度	1,749,278	1,749,278	3,581	0	0	100%	
		令和4年度	1,806,541	1,806,541	3,420	0	0	100%	
普通徴収	現年度(B)	令和2年度	307,645	266,009	1,057	0	41,636	10,846	86.5%
		令和3年度	327,432	286,273	1,076	0	41,159	12,616	87.4%
		令和4年度	336,807	293,886	856	0	42,921	5,137	87.3%
	滞納分(C)	令和2年度	111,036	28,292	30	26,823	55,921	0	25.5%
		令和3年度	97,447	20,214	68	21,835	55,399	0	20.7%
		令和4年度	96,432	15,527	6	31,291	49,614	0	16.1%
	B+C	令和2年度	418,681	294,301	1,087	26,823	97,557	10,846	70.3%
		令和3年度	424,879	306,487	1,144	21,835	96,558	12,616	72.1%
		令和4年度	433,239	309,413	862	31,291	92,535	5,137	71.4%
合計(A+B+C)	令和2年度	2,086,025	1,961,645	6,359	26,823	97,557	10,846	94.0%	
	令和3年度	2,174,157	2,055,765	4,725	21,835	96,558	12,616	94.6%	
	令和4年度	2,239,780	2,115,954	4,282	31,291	92,535	5,137	94.5%	

●納付義務者数

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別徴収対象者	22,148	22,548	23,217
普通徴収対象者	6,008	6,323	6,167
合計	28,156	28,870	29,384

(7) 地域支援事業

すべての高齢者を対象とし、要支援・要介護など介護が必要な状態となることを予防し、社会に参加しつつ高齢者が地域において自立した生活を維持できるよう地域支援事業を実施します。

地域支援事業には「包括的支援事業」「介護予防・日常生活支援総合事業」「任意事業」があります。

※地域包括支援センター（令和4年4月から市内7か所に設置）

高齢者が身近な地域で保健・医療・福祉・介護などのサービスを利用でき、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、うるま市地域包括支援センターを委託により設置しています。うるま市地域包括支援センターは、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が中心になり、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、介護予防事業に取り組んでいます。

うるま市地域包括支援センター所在地と担当行政区	
名 称	担当行政区
①うるま市地域包括支援センターいしかわ （社会福祉法人育賛会）	曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、港、伊波、嘉手苧、山城、旭
②うるま市地域包括支援センター具志川北 （医療法人和泉会）	天願、昆布、栄野比、川崎、みどり町1・2、みどり町3・4、みどり町5・6、石川前原、東恩納、美原
③うるま市地域包括支援センター具志川ひがし （医療法人社団志誠会）	具志川、田場、赤野、宇堅、上江洲、大田、川田
④うるま市地域包括支援センター具志川にし （有限会社在宅介護サービスひまわり）	安慶名、上平良川、兼箇段、米原、喜仲、平良川、西原
⑤うるま市地域包括支援センター具志川みなみ （株式会社トータルライフサポート研究所）	赤道、江洲、宮里、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道
⑥うるま市地域包括支援センターかつれん （社会福祉法人与勝福社会）	南風原、平安名、内間、平敷屋、津堅、与那城西原
⑦うるま市地域包括支援センターよなしろ （社会福祉法人中陽福社会）	浜、比嘉、照間、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、上原、宮城、池味、伊計

【包括的支援事業】…主に地域包括支援センターが実施します。

「包括的支援事業」には、①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメント、⑤地域ケア会議推進事業、⑥在宅医療・介護連携推進事業、⑦認知症総合支援事業、⑧生活支援体制整備事業の8事業があります。

①総合相談支援事業

地域包括支援センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、各種相談受付や支援を行っています。

◇実績

(単位:件)

相談区分	令和2年度 実数(延数)	令和3年度 実数(延数)	令和4年度 実数(延数)
介護相談	1,317 (3,907)	1,484 (4,823)	1,852 (6,343)
医療・疾病	673 (2,931)	865 (3,750)	1,271 (4,971)
経済的問題	191 (686)	257 (919)	361 (1,467)
生活環境(住環境除く)	183 (384)	200 (403)	308 (743)
介護予防マネジメント	440 (740)	363 (639)	455 (906)
介護予防事業	191 (287)	147 (213)	220 (416)
福祉サービス等	293 (723)	307 (714)	573 (1,511)
認知症相談	526 (2,100)	507 (1,948)	594 (2,378)
苦情	29 (62)	34 (96)	57 (136)
65歳未満の方の相談	58 (238)	68 (207)	132 (645)
見守り訪問	218 (594)	294 (801)	436 (1,186)
住環境に関すること	130 (355)	141 (507)	229 (878)
その他	743 (2,063)	1,050 (3,060)	1,351 (4,062)
総計	4,992 (15,070)	5,717 (18,080)	7,839 (25,642)

②権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図ります。

◇高齢者虐待等に関する相談

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
虐待に関する相談件数 (実数)	55	43	23
〃 (延数)	1380	619	609
虐待と認知した件数 (実数)	26	19	7

◇権利擁護等に関する相談

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
権利擁護相談件数 (延数)	600	695	1114

◇成年後見制度利用支援事業実績(親族申立含む)

(単位:件、人)

	区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申立て手続き	市長申立て件数(実件数)	9	15	10
	親族申立支援件数 ※1	11	15	8
報酬助成	報酬助成対象者数	38	51	134
	報酬助成利用者数	32	41	84

※1 親族申立においては、地域包括支援センターが支援を行っています。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

居宅介護支援専門員の支援等を行う事業で、うるま市介護支援専門員連絡会と連携し、資質向上のための研修会や、事例研究会等を行うほか、困難事例への対応等介護支援専門員個別の支援も行っています。

◇実績(開催回数)

(単位:回)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
研 修 会	0(*)	1	1
役員会・幹事会	9	12	12

(*)新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため中止

◇実績(介護支援専門員への支援件数)

(単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実 件 数	361	463	543
延 件 数	869	782	1,460

◇実績(ケアマネジメント活動支援事業)

(単位:回)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1) 研修会	0(*)	1	1
2) 役員会	9	12	12
3) 定例会	8	6	2
4) 包括主任ケアマネ定例会	11	12	12

(*)新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため中止

その他は意見交換会や事業振り返り等定例会外の会議

④介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

介護予防ケアマネジメントは、基本チェックリストに該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、訪問型サービスや通所型サービスなど適切な事業が包括的・効率的に実施されることを目的とし、ケアプランの作成・サービス利用の評価等を行います。

指定介護予防支援事業は制度としては別ですが、実施にあたっては共通の考え方にに基づき一体的に実施しています。

◇実績

(単位:件)

項目	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	包括分	委託分	計	包括分	委託分	計	包括分	委託分	計
介護予防ケアマネジメント件数	3,164	3,486	6,650	3,652	2,599	6,251	3,648	2,588	6,236
介護予防支援件数	2,325	3,412	5,737	2,566	2,558	5,124	3,259	2,696	5,955

⑤地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は市や地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の多職種や民生委員等の地域住民が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立に資するケアマネジメントの実践力を高める目的で実施し、会議には、個別ケア会議と自立支援型地域ケア会議があります。

◇実績

(単位:回、件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
個別ケア会議	(開催数)	50	35	73
	(実件数)	50	35	73
自立支援型ケア会議	(開催数)	3	11	9
	(実件数)	9	11	17

⑥在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護連携体制を充実させるため、平成29年度より中部地区医師会に委託を行い、地域の医療・介護サービス資源の把握や課題の抽出を進めています。切れ目のない医療と介護の提供体制の構築や自立と尊厳を支えるケアが将来にわたって持続的に実現できるよう、関係者間の情報共有支援、他市町村と連携を図るとともに、市民への公開講座や多職種研修を充実させ、事業の促進を図っていきます。

⑦認知症総合支援事業

ア 認知症に関する普及啓発の推進

(a) 認知症講演会

認知症の人にやさしい地域づくりを目指し、市民や関係者・関係機関において認知症に関する理解促進のための講演会を開催します。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和 2 年度(*)	令和 3 年度(*)	令 4 年度
研修会(開催数)	—	—	1(*)
参加者数	—	—	37

(*)高齢者権利擁護(虐待防止)研修会と合同開催

(b) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する知識の普及・啓発を図るため、認知症サポーター養成講座を開催します。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症サポーター養成講座(開催数)	8	6	17
認知症サポーター養成数	214	240	236

(c) 認知症キャラバンメイト連絡会

キャラバンメイトの資質向上のため、研修や交流会の定期開催等を行います。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度(*)	令和 4 年度
認知症キャラバンメイト連絡会(開催数)	1	—	1
参加者数	12	—	14

(*)新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため中止(資料の配布のみ実施)

イ 地域での認知症見守り体制づくりの推進

認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業

認知症の症状などにより道迷いのリスクがある高齢者を事前に登録し、関係機関と連携を強化し、所在不明時の対応等を行います。

◇実績

(単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事前登録者数	203	256	336
捜索協力機関数	89	112	136

ウ 相談、連携体制の充実

(a) 認知症地域支援推進員の配置

高齢者人口や高齢者の実態に合わせ、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、身近な場所で早期に相談ができる体制を整備しています。また認知症サポート医、医療機関、介護保険事業所や地域(自治会等)との連携体制を確保し、地域における認知症高齢者やその家族の支援体制の充実・強化を図っています。

◇実績

(単位:人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症地域支援推進員数	7	8	9

(b) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族の支援に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の活動を推進し、早期診断・早期対応に向け、認知症に関する相談等を集中的に行い自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。

◇実績

(単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ケ ー ス 介 入 数	7	7	9(延件数)

⑧生活支援体制整備事業

ア 生活支援コーディネーター配置と活動の推進

地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに配置し、既存の取り組み・組織等と連携しながらコーディネート機能の向上を図ります。

イ 協議体の設置推進

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的として第1層(市全域)、第2層(日常生活圏域単位)に協議体を設置し、高齢者の社会参加及び介護予防・生活支援サービスの充実に向け、多様な関係主体間の情報共有及び連携や協働による取り組みの推進、地域課題に応じた対応策の検討を図ります。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

要支援者等に対して提供する専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、要支援者等の能力を最大限に活かしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスを提供したり、介護予防に関する知識などの普及・啓発を図る事業です。

①介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(a) 介護予防訪問介護相当サービス

市が指定した事業所による入浴、排泄等の身体介護、調理、掃除等の生活援助を行う事業です。

(b) 短期集中型の訪問型サービス

保健、医療の専門職が居宅を訪問することにより、生活機能に関する問題を総合的に把握し、生活機能を改善するための適切な指導や助言を短期間(3~6か月)実施する事業です。

◇実績

(単位:件)

区 分	令和 2 年度 (審査月)	令和 3 年度 (審査月)	令和 4 年度 (審査月)
(a) 訪問介護相当サービス件数	2,724	2,584	2,532
(内訳)みなし	5	0	0
(内訳)独 自	2,719	2,584	2,532
(b) 訪問型サービス C 件数(延)	10(113)	9(107)	7(60)

イ 通所型サービス

(a) 介護予防通所介護相当サービス

市が指定した事業所等に通り、食事や入浴等の支援や生活機能の向上を図るための機能訓練等支援を行う事業です。

(b) 短期集中型の通所型サービス

保健、医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、生活機能の改善を目的とした効果的な認知・運動機能向上プログラムを短期間(3～6か月)実施する事業です。

◇実績

(単位:件)

区分	令和2年度 (審査月)	令和3年度 (審査月)	令和4年度 (審査月)
(a)通所介護相当サービス件数	7,552	7,301	7,458
(内訳)みなし	18	0	0
(内訳)独自	7,534	7,301	7,458
(b)通所型サービス C			
①運動機能向上 件数(延)	29(528)	24(475)	43(709)
②認知機能向上 件数(延)	10(119)	15(249)	10(228)

(c) 緩和した基準による通所型サービス

高齢者の閉じこもり予防や自立支援を推進するため、多様な方と触れ合う機会をつくり、効果的な機能訓練や認知機能向上プログラム等を実施することで、地域とのつながりを持ち、一人ひとりの生きがいや自己実現の取り組みにつながるよう支援する事業です。

◇実績

(単位:件)

区分	令和3年度 (審査月)	令和4年度 (審査月)
(c)通所型サービス A(運動・認知機能向上)件数(延)	46(1,026)	44(922)

② 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

閉じこもり等、何らかの支援を必要とする高齢者(独居高齢者や高齢者世帯など)を早期に把握し、要介護状態にならないよう予防することを目的に、適切な介護予防活動や福祉サービスにつなげる等の地域包括支援センターの訪問支援を行います。

◇実績

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者実態把握件数(相談・訪問)	130	56	56

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に関心のある高齢者及び地域住民に対し、介護予防を普及啓発する目的で事業を行います。

(a) 介護予防教室

概ね65歳以上の方を対象に、うるま市健康福祉センター施設や公民館を活用し、筋力向上プログラムを開催しています。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	げんきづくり 支援事業	男 塾	げんきづくり 支援事業	男 塾	げんきづくり 支援事業	男 塾
教室受講者実人数	137	31	166	39	315	40
回 数	148	69	379	99	688	95
参加延人数	1,311	534	3,965	1,262	9,787	1,360

(b) 介護予防出前講座

各公民館や高齢者の集う場にて、介護予防に関する講話や転倒予防、認知症予防等に効果がある体操等を実施します。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実 施 回 数	8	27	82
参加延人数	80	312	973

ウ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材の育成や地域活動組織の育成・支援を行います。

(a) 自主体操サークル立ち上げ支援事業

高齢者の自主的な介護予防活動を進めるために、サークルの立ち上げ支援及び継続支援を行います。

◇実績

(単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
サークル数(延数)	46	46	40

(b) 介護予防体操フォローアップ研修会

ちばらな応援隊や自主体操サークルで活動する高齢者を対象に、サークルでいかせる体操の習得やサークルメンバー同士の情報交換や交流を目的として研修会を開催します。

◇実績

(単位:回、人)

区 分	令和 2 年度(*)	令和 3 年度(*)	令和 4 年度(*)
実 施 回 数	—	—	—
参加延人数	—	—	—

(*)新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため中止

(c) 高齢者交流サロン

年齢や心身の状態等によって高齢者を隔てることなく、身近な場所において、自主的に運営される通いの場を確保し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいをめざし、介護予防メニュー等の内容を活動に取り入れることで、さらなる介護予防に資する多様な活動を支援します。

◇実績

(単位:回、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施団体	17	8	8
活動回数	482	444	699
参加延人数	5,090	5,086	8,983

(d) 生きがい活動支援通所事業(ミニデイ)

在宅の高齢者に対して、生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態への予防を図るとともに、その活動を主体的に運営する団体の地区組織を育成することを目的に実施しています。活動内容は軽スポーツ活動や創作・趣味活動・レクリエーション・ふれあい交流などあります。

また、各地区を単位とし構成されたボランティア団体「福祉推進会」が協力します。

◇対象者

概ね65歳以上の高齢者、実施場所まで他人の介助なしに通うことができる者を原則としていますが、実施法人等の送迎により事業の利用を可能としています。

◇事業の委託先 うるま市社会福祉協議会

与勝の里(勝連津堅地区)キャロットふれあいサロン

◇利用状況(人数及び回数)

(単位:人、回)

区分	令和2年度(*)			令和3年度			令和4年度		
	参加実人数	参加延べ人数	延べ実施回数	参加実人数	参加延べ人数	延べ実施回数	参加実人数	参加延べ人数	延べ実施回数
具志川地域	10	31	3	1,294	3,704	204	1,209	6,178	367
石川地域	12	29	2	478	1,572	103	454	3,229	246
勝連地域	0	0	0	217	586	23	211	516	53
与那城地域	13	20	1	310	1,188	63	293	1,324	99
勝連津堅地区キャロットふれあいサロン	37	799	119	24	698	126	25	894	139
計	72	879	125	2,323	7,748	519	2,192	12,141	904

(*) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業縮小(津堅地区を除く)

【任意事業】

①食の自立支援サービス事業

65歳以上の高齢者世帯で、食事の用意が困難な要介護高齢者に対し、配食サービスを提供することによって、食生活の改善と健康の保持を図るとともに、自立した生活の維持や安否の確認等を行います。

◇配食利用者数及び配食数実績

(単位:人、食)

利用料:1食当たり400円(非課税世帯)、500円(課税世帯) ※配食費用:1食800円

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数	25	30	27
利用延人数	72	88	75
延配食数	914	1,403	1,120

②家族介護慰労金支給事業

65歳以上の要介護高齢者を在宅で直接介護している介護者に対し、慰労金を支給し、身体的、精神的負担や経済的負担の軽減を図ります。

◇対象者:介護認定で要介護4又は5と認定されてから、1年間介護保険サービスを利用していない高齢者を在宅で介護している方で、市民税非課税世帯で介護保険料の未納がない方

◇支給額:年額100,000円

◇実績

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	3	2	4

③家族介護支援事業

介護している家族等に対し介護に関する知識等を習得させ、又は心身等の元気回復を支援することにより家族等の精神的及び身体的負担の軽減を目的とした事業を行います。

◇実績

(単位:回、人)

区分	令和2年度(*)	令和3年度	令和4年度
実施回数	0	2	4
参加人数	0	22	53

(*)新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため中止